

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年11月24日

2. 認定事業適応事業者の名称

明治安田生命保険相互会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

日本政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしている。

金融機関は気候変動への対応を経営上の課題として認識し、適切な態勢を構築することが求められている。当社においてもこうした流れに対応し、事業者・機関投資家の双方の視点から、持続可能な社会の実現に向けた各種枠組みにかかる対応を推進していく。

具体的には、事業者・機関投資家の双方の立場から排出するCO₂排出量を2050年度までにネットゼロとする削減目標および2030年度の間目標を設定している。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度より事業適応を開始し、2023年度（目標年度）中に当社全体の炭素生産性を33.6%向上することを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2023年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

保険業（67）

（6）事業適応の具体的内容

当社の事業所のうち、4事業所において、長期修繕等の改修時期とあわせ、照明器具のLE

D化を行うことにより、**CO2** 排出量を減少させて炭素生産性を向上させる。また、会社全体としては、当社の主要な本社機能が入居するビル1棟及び一部拠点が使用する電力について、再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを進めることにより、**2022** 年度末より **CO2** を削減し、**2023** 年度の炭素生産性を **33.6%**向上させる

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和5年11月

終了時期：令和6年3月